破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３２９号
札幌市白石区東札幌５条５丁目４番10―202号
債務者　平塚　　修
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５８９号
札幌市北区北26条西17丁目３番11―301号
債務者　加藤由美子（旧姓我妻）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９５号
札幌市東区東苗穂３条３丁目２番34号　コーポカネナカ202号
債務者　近間　　博
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６０１号
札幌市西区二十四軒４条７丁目５番28号　フジハウス205号
債務者　島田　愛弥
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
北海道北見市中央三輪１丁目377番地５
債務者　斉藤　秀人
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
北海道北見市若葉７丁目２番１―31号
債務者　木村　　進
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１１０８号
さいたま市西区大字指扇領別所366番地81　指扇マンション202、旧住所さいたま市西区大字西遊馬1813番地１　西遊馬団地４―501
債務者　田中　祐一
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３－１－607
債務者　中山　智宏
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４３号
埼玉県所沢市美原町１丁目2912番地の２　黒田マンション101
債務者　小野寺潤一
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７５号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷37番地２
債務者　杉浦　裕之
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４８９号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘18番地46、前住所埼玉県上尾市柏座２丁目10番３号　シオンハイム202
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９０号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘18番地46、前住所埼玉県上尾市柏座２丁目10番３号　シオンハイム202
債務者　高橋　静香
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９１号
埼玉県川越市仙波町４丁目４番地６　（ハイツヤナギサワ205号室）
債務者　本田美奈子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７８９号
千葉県市川市宝１丁目12番９号（フローリハイツ103号）
債務者　栗村　哲夫
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９８号
千葉県浦安市猫実２丁目23番８号
債務者　髙梨　和美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８０９号
千葉市花見川区浪花町910番地１　リブリ・ブランドールＮＡ207号
債務者　髙橋　大輔
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係